

京都市帝國大學經濟學會

經濟叢論

第十四卷(第三號)

昭和十四年三月

論叢

政府支出と所得増加……………文學博士 高田保馬
 横井小楠の經濟思想……………經濟學博士 本庄榮治郎
 特殊リンク制の諸問題……………經濟學博士 谷口吉彦

時論

支那に於ける門戶開放……………法學博士 末廣重雄
 増稅案を論ず……………經濟學博士 汐見三郎

研究

神代に現はれし日本の創造の型……………經濟學士 中川與之助
 公正價格の意義……………經濟學士 中谷實
 靜態的貨幣理論と動態的貨幣理論……………經濟學士 服部新一
 複式簿記法の形成過程に就いて……………經濟學士 岡本愛次

說苑

ル・プレールの經濟發達階段說……………經濟學士 宮本又次

附錄

彙報
 外國雜誌論題

特殊リンク制の諸問題

谷口吉彦

一	特殊リンク制の特質	二	特殊リンク制の機能
三	特殊リンク制の法制	四	特殊リンク制の内容
五	特殊リンク制の問題		

一 特殊リンク制の特質

昭和十四年一月十日より實施されつゝある特殊リンク制は、周知の如く綜合リンク制の代案として實現するに至つたものである。吾々は戰時の輸出振興策の一つとして、綜合リンク制の實施を主張するものであり、また之に對する反對論は、少くとも經濟的には殆んど有力なる理由を有しないものであるが、すでに政治的理由によつて之が實施を中止したる以上は、之に代つて現はれたる特殊リンク制につき、その機能を十分に發揮すべく、これが検討を試みねばならない。

理論的に考へて、特殊リンク制はその實質においては、すでに昨年より實施されつゝある商品リンク制¹⁾に近く、綜合リンク制とは寧ろ縁遠いものである。即ち一定商品の輸出とその原材料品の輸入とをリンクする點において、全く商品リンク制と同様である。もとゞ商品リンク制と綜合リンク制との區別の存する所は、特定の

1) 拙稿『綜合リンク制について』(本誌第四十七卷第五號)
2) 拙稿『商品リンク制の發展』(本誌第四十七卷第六號)

商品と商品とをリンクするか、或は商品を特定せずたゞ一般的に輸出と輸入とをリンクするかとの點にあるから、³⁾この點より見て特殊リンク制と綜合リンク制とは、全くその理論を異にするものと言はねばならぬ。

たゞ實際においては、特殊リンク制は綜合リンク制案に含まれてゐた一部の内容を抽出して、その代案として計畫されたものであり、また商品リンク制に含まるゝ商品を之から除外せるために、少くとも表面的には、却つて綜合リンク制に近きが如く考へられ、または從來の商品リンク制とは全く異なる新制度なるかの如き外觀を呈してゐるが、理論的には寧ろ商品リンク制に屬するものである。それにも拘らず、之を全く從來の商品リンク制から區別して、別個の新たなる制度となしたのは何故か、換言せば商品リンク制に對する特殊リンク制の特質は、何れの點に認めることが出来るか、

第一に、その主要の根據は主として法制上にある。即ち商品リンク制と特殊リンク制とは、その據つて立つ法制的根據を異にする。之については後節において詳論することとする。

第二に、商品リンク制は輸出品とその主要原料品とのリンクを主としたものであるが、特殊リンク制はその他に副原料品または材料品の輸入をも認めてゐる。⁴⁾原料品と材料品、主要原料品と副原料品との區別は、嚴密には困難であるが、併し現實には、主要な一二の原料品は商品リンク制において、多數の雑多な原材料品は特殊リンク制において、リンクされてゐる。例へば麥酒の輸出に對して、ホップ・鹽・コルク樹皮・鉄鐵・屑鐵・錫の六種商品の輸入をリンクするが如き是である。

第三に、従つてまた商品リンク制では、多くは數量リンクによることが可能であり、そこには議論の餘地はあ

3) 拙稿『連繫貿易制 (Link-system) に就て』(本誌第四十七卷第二號 75頁)

4) 布浦芳郎氏『特殊リンクを論ず』(綿業時報第七卷第一號 75頁)

るとしても、⁵⁾ 實際にもまた一二の例外を除いて、大部分は數量リンクであるが、特殊リンク制では雑多の副原料品であるから、之を數量的にリンクすることは困難であり、實際においても總て金額リンク制を採つてゐる。

第四に、商品リンク制では個人リンクと同時に團體リンクを併用してゐるが、特殊リンク制では總て個別リンクを採用してゐる。之に對しては、吾々は相當に批判の餘地あるものと考へるが、⁶⁾ それは姑らく後の問題として、ともかく事實として現はれた所では、この點もまた一つの特質といふことが出来る。たゞ理論的には、商品リンク制と團體リンク、特殊リンク制と個人リンクとの間に、何ら必然の關係のあるわけではない。

次に特殊リンク制が綜合リンク制に對して有する特質を考ふるに、

第一に、さきにも述ぶるが如く、特定の商品と商品とをリンクする點において、兩者は全く異なる原理の上になつてゐる。綜合リンク制では一般的に輸出されたる各種商品の金額に對して、一般商品の輸入をリンクするものである。たゞ此の場合にも、自由なる輸入は許されるものではなく、輸入許可制の下にあることは勿論であるが、併しその輸入の許可さるゝ商品の範圍内ならば、何物にてもリンク輸入を認められる。つまりリンク商品の特定か不特定かの點に、兩者の根本的の區別がある。

第二に、綜合リンク制案では、輸出により得らるゝ輸入権は、すべて之を一應は中央銀行に集中し、その媒介によつて輸入商に讓渡せんとしたが、特殊リンク制ではその自由讓渡を認めてゐる。

第三に、輸入権の讓渡に伴ふプレミアムに對しては、綜合リンク制案では約三%までは之を公けに認めんとしたが、特殊リンク制では之を法制上認めてゐない。併しまた之を法令によつて禁止してゐるわけではないから、

5) 拙稿『商品リンク制の發展』(本誌第四十七卷第六號 52—54頁)
6) 拙稿、前掲論文 49頁

場合によつては事實上プレミアムを發生することはあり得るであらう⁷⁾。たゞ兩者の異なる所は、之を公然に認むるか否かにある。

第四に、特殊リンク制の機能上の特質については、次節に別論する所であるが、適用商品の範圍について、綜合リンク制との間に著しき相違がある。即ち輸出品においては國産商品は除外せられ、輸入品については國內用品は除外されてゐる。此の點より見れば、特殊リンク制は綜合リンク制案の輸出用原料品に關する部分を抽出したものと云へる。

要するに特殊リンク制は、一定商品の輸出に對して、その原材料の輸入を許可する商品リンク制の一形態であり、個人リンクを採つて輸入權の自由讓渡を認め、また輸出金額の平均三割の輸入を許可する金額リンク制である。

二 特殊リンク制の機能

特殊リンク制はその機能上において何等かの特質を有するか、リンク制一般の經濟的機能については、すでに詳論した所であるが¹⁾、特殊リンク制といへども決してその範圍を出づるものではない。併しながらリンク制の主要な三形態すなはち商品リンク制と綜合リンク制と特殊リンク制とについて見る時は、その各々はまたそれ／＼に異なる重さにおいて、種々の機能を果すものである。

第一に、輸出振興上の機能は、何れのリンク制についても同様に、最も期待される機能であり、リンク制が吾

7) 拙稿『綜合リンク制について』(本誌第四十七卷第五號 53頁)

1) 拙稿『連繫貿易制(Link-system)に就いて』(本誌第四十七卷第二號 65—73頁)

國獨特の新制度として發展するに至つたのも、主としてこの點に依存するものである。併しながら等しく輸出振興といふも、その過程または方法の上において、多少の相違を示してゐる。綜合リンク制案では、そのプレミアムによる一種のダンピングが、輸出振興上に重視されてゐた。²⁾それが遂に此の案の實施を阻止することゝなつたが、併し假りに此のプレミアムを全く禁止したとしても、綜合リンク制の輸出振興力は全く否定されず、今日の如き強度の輸入制限の行はるゝ時代には、輸出によりて何物かを輸入しうる權利を獲得することは、輸出を刺激すること大なるものがある。然るに商品リンク制および特殊リンク制にあつては、輸出によつて獲らるゝものは當該商品の原材料品に限らるゝから、この點より來る輸出振興力は、遙かに微力であると考えねばならない。

第二に、特殊リンク制の輸出振興力は、ほゞ商品リンク制の場合と同じく、寧ろ輸出原料品の確保または下落より來るものである。戰時輸入制限の進展する結果として、必要なる原料品の輸入までも制限するに至れば、輸出原料品の不足または騰貴を來たし、そこから輸出貿易は著しく阻止されるを免れない。この障害を打開するためには、原料品の輸入を促進せねばならぬが、たゞ單純に之が輸入を促進しては、國際收支の惡化を來たし、軍需品の輸入に支障を來たす危險がある。そこで當該製品の輸出とリンクして、その原料輸入を確保し、同時に原料價格の低下を圖らんとしたのが即ち商品リンク制の創設であつた。この點においては特殊リンク制の機能もまた同様である。たゞ異なる所は、さきにも述ぶるが如く、商品リンク制の場合に著しく限定的なる原料確保が、特殊リンク制によつてその範圍を擴大した點にある。即ち原料對策より來る輸出振興力は、特殊リンク制においてより擴大され強化されてゐると言ふことが出来る。

第三に、貿易均衡または國際收支上の機能を見るに、商品リンク制では主として數量リンクを採るが故に、國內原料または勞働の附加されただけは、國際收支を有利ならしめてゐる筈ではあるが、併し之を明確に知ることには數量リンクの性質上から不可能である。數量リンクの貿易均衡は、物質的または技術的均衡にすぎない。然るに貿易均衡といひ國際收支といふは、元來は價額上の問題であるから、この點からも金額リンクを合理的とするものである。³⁾

綜合リンク制案では當然に金額リンク制を採り、且つ輸出の八割までの輸入を許さんとするものであつた。この差額を生絲その他の除外輸出品に加へて、それでもつて除外輸出品を含めての輸入總額を十分に決済しうるか疑問であるが、何れにせよその状態を明確にすることは出来る。然るに特殊リンク制も同じく金額リンクであるから、この點では綜合リンク制と同様の長所を有する。加ふるに特殊リンク制では、輸入率は平均三割程度に過ぎないから、輸出超過率は極めて大であり、従つて國際收支上または軍需品輸入を含めての貿易均衡上には、極めて有利なる機能を有するわけである。

かくの如く輸出振興と輸入確保と貿易均衡の機能について、特殊リンク制は寧ろ商品リンク制に近く、原料輸入を確保して輸出振興に資し、輸出價額の一部の輸入を許可して、全體としての貿易均衡と國際收支を維持せんとするものである。従つて今日の場合に有效なる輸出振興策の一つではあるけれども、併し餘りに大なる期待を之にかけることは出来ない。即ち此の制度の機能には、多くの限界が存するからである。

第一に、原料對策による輸出振興策は、消極的であるに過ぎない。即ち原料不足および原料騰貴を克服するこ

3) 拙稿『商品リンク制の發展』(本誌第四十七卷第六號 52—54頁)

とは、輸入制限より来る障害を除去することにはなるが、併しそれは原料輸入の自由な諸外國に比して、何らの長所ともなり得ないからである。即ち消極的な障害の除去に止まり、積極的な何ものをも加ふるものではないから、輸出振興の効果も決して過大に評價さるべきではない。

第二に、國産品の輸出振興には何ら與り得ない。商品リンク制もまた同様であるが、之によつて輸出原料品を豊富に安價に得るに過ぎないから、國産原料品の輸出または輸出品の國産的部分は、何ら有利となるものではない。然るに輸出振興上には此の國産的部分の極めて重要な要素であることは、かの爲替ダンピングの場合に明瞭に現はれる。爲替ダンピングはこの制度とは全く逆に、爲替相場の下落した丈は、輸入原料品を騰貴せしむるものではあるが、それにも拘らず輸出の増進しうるのは、全く國産的部分の低廉化によるものである。然るに特殊リンク制では輸入原料品だけは低廉化しうるとしても、國産的部分は如何ともすることは出来ない。従つて積極的な輸出振興策としては、之のみを以つては足らず、これと共に何等かの對策を必要とする。例へば國內物價の抑制策の如きこれである。

第三に、商品リンク制に比すれば、之に包括しうる商品の範圍は擴大するけれども、併し尙ほ之に含まれない多數の商品が残存する。第一次に適用をうけたる商品は、二十種に過ぎず、漸次に擴大して百六十品種に及ぼす豫定であると傳へられるが、それにしても尙ほ輸出品の一小部分に過ぎない。零細な輸出雜貨または多數の原料の複合より成る輸出品の如きは、總てこれに包含せしむることは事實上の困難を免れない。この點においては綜合リンク制の長所に及ばざること遠い。さきに論ぜる商品リンク制の限界は、緩和されたる程度において、特殊

4) 拙著、外國爲替論 121—2頁
5) 拙稿『綜合リンク制について』(本誌第四十七卷第五號 39—43頁)

リンク制にもまた妥當する限界である。

三 特殊リンク制の法制

特殊リンク制が従來の商品リンク制と著しく異なる點は、その法制的根據にある。従來の商品リンク制は、何ら特定の法令に據るものではなく、たゞ當業者間の任意申合せに根據するに過ぎない。即ち當業者團體としての輸出組合・工業組合・商業組合または輸入組合の統制規程として、リンクに關する種々の規定をなし、之を官廳側において默認したに過ぎず、最も重要な爲替許可の如きも、たゞ爲替當局との間に了解の成立してゐるに過ぎない。普通に法令的根據を有すると考へられてゐる綿業リンク制でも、法令ではたゞ『輸出綿製品配給統制規則』があるに過ぎず、これはたゞ綿製品の賣買相手方を規定したるに止まり、何ら商品リンク制の内容を規定するものではない。即ちこれまた民間團體内部の規程たるに止まる。むろん是等の團體の多くは、法令的根據を有する合法的團體には相違ないが、併しその内部または相互間に行はるゝリンク制そのものは、すべて個々別々のものであり、且つ何らの法令的根據なくして行はれつゝあるものである。

之に反して新たなる特殊リンク制は、共通の單一法令に根據を有する合法的制度である。之に關する直接の法令は、商工省令として公布されたる『輸出品用原材料承認書交付規則』および『輸出品用原材料ノ轉用阻止ニ關スル件』の二つであるが、併しこの二省令は、それ／＼その基づく法律的根據を異にすると言はれる。

第一の省令は、憲法第九條『臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令』に基づき、第二の省令は、臨時措置法

第二條の二『當該物品又ハ之ヲ原料トスル製品ノ配給、讓渡、使用又ハ消費ニ關シ必要ナル命令』に基づき、公布されたものであると傳へられる。前者は主として地方長官をして、一定の輸出に對して、その生産に必要な原材料の輸入承認書を發行せしむる手續に關するものであるが、この省令が關係法律たる臨時措置法に基づかずして、憲法に基づく行政命令として公布されたることは注意に値する。

その理由として傳へられる所によれば、第一に、地方長官をして輸出品用原材料の輸入承認書を交付せしむることは、臨時措置法第二條の二にある配給の概念に含まるゝか否か疑はしいといふ點にある。併しながら吾々の見る所では、之には殆んど疑問はないと思はれる。何となれば、同法第二條によれば、『政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ、輸入ノ制限其ノ他ノ事由ニ因リ需給關係ノ調整ヲ必要トスル物品ニ付左ノ措置ヲ爲スコトヲ得』として、その第二號において、『當該物品又ハ之ヲ原料トスル製品ノ配給、讓渡、使用又ハ消費ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコト』が認められてゐる。そこで前記の第一の省令によつて、地方長官が輸出品用原材料の輸入を承認することは、輸入の制限により需給關係の調整を必要とする當該物品の配給に關する事項であつて、これは明らかに配給の概念に含まるべきである。従つて此の點から態々憲法第九條を援用する必要はないと思はれる。

第二の理由として傳へられる所では、臨時措置法には罰則の規定があり、第二條に基づく命令に違反する場合には、『一年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス』（同法第五條）ことゝなつてゐる。然るに前述の第一の省令では、一定の輸出に對して一定の輸入承認書を交付するに過ぎないから、之に對して罰則を適用する必要もな

ければ根據もない。従つて之を臨時措置法に據らず、憲法第九條に基づく行政命令としたと言ふにある。²⁾ 併しながら吾々は此の根據もまた薄弱であると思ふ。罰則の必要な場合は、むろん之を適用する必要はないが、併し例へば地方長官の發給する輸入承認書に關して、之を擬造または改竄して、輸入制限を犯して多量の輸入をなさんとしたる場合の如きは、恐らく罰則の必要を生ずるであらう。要するに吾々は、第一の省令もまた臨時措置法に基づいて公布しうるものであつて、必ずしも憲法第九條に據る行政命令たるを要しないと考へる。

第二の省令は、右によつて輸入許可されたる輸出品用原材料の國內轉用を防止せんとするものであつて、之が臨時措置法に基づいて公布されたことは當然であつて、こゝには全く問題はない。

最後に尙一つの必要な法制的處置は、爲替許可の上に残つてゐる。即ち第一の省令によつて地方長官の發給する原材料輸入承認書を提示するものに對しては、爲替當局は直ちにその輸入爲替を許可するといふ規定である。これは大藏省令の外國爲替管理令の改正といふ手續を要するわけであるが、この改正は今日まで未だ行はれず、たゞ實際における運用上の手続として行はれつゝある。³⁾ 併しながら法制的根據としては、この點が具備されるでなければ、リンク制における中心的法制は整備されないわけである。

四 特殊リンク制の内容

特殊リンク制の内容は、主として前述の第一の商工省令すなはち『輸出品用原材料承認書交付規則』によつて規定されてゐる。今その主要なる諸點を擧ぐれば、

2) 布浦芳郎氏、前掲論文 69頁

3) 布浦芳郎氏、前掲論文 69頁

第一に、商工大臣の指定したる一定の商品を輸出したる場合は、その商品を生産または加工するに要する原料の輸入承認書を地方長官より發給される。

第二に、輸入を承認すべき原材料の種類および輸出に對するその割合は、商工大臣これを決定して地方長官に通牒する。

第三に、輸入承認書の交付を受けうるものは、指定商品を輸出したる者または指定商品を生産加工したる者とする。

第四に、輸入承認書の交付を受けんとする者は、申請書に所定の事項を記入し、輸出の事實を證明する書類（輸出免狀・輸出申告書・B/L・インヴォイス寫等）を添へて住所地の地方長官に提出する。

第五に、承認書の交付をうけんとする者は、輸出商品の價額または數量に相當する同種商品を、一定期間内に自ら輸出し、または他人をして輸出せしむべきことを地方長官に誓約する。

第六に、前項の誓約すなはち義務輸出を履行したる時は、輸出の事實を證明する書類を地方長官に提出する。この提出なき者に對しては、爾後の輸入承認書の交付をしない。

第七に、交付されたる輸入承認書は、その原材料を取得するため必要がある場合（生産者）、または當該輸出商品と同種の商品を購入するため必要がある場合（輸出者）に限り、之を他人に讓渡することが出来る。

第八に、承認されたる輸出品用原材料の輸入爲替を得るには、輸入承認書を爲替許可申請書に添付して提出すれば、政府は直ちにその輸入爲替を許可する。

第九に、右によつて輸入許可されたる原材料は、絶対に國內轉用を許されない。之については第二の省令に規定されてゐる。

最後に、この特殊リンク制は、圓ブロッツク地方への輸出を含まず、且つすでに商品リンク制に含まれてゐる商品も之から除外する。

かくして第一次に實施されたる指定輸出品は、麥酒以下二十四種に及び、之にリンクして輸入を許可さるべき原材料品は、ボツプ以下六十四種目の多數に上つてゐる。いま是等の商品種目を各々のリンク金額比率・輸出義務期間および指定輸出品の最近三年間の輸出價額と共に表示すれば次表の如くである。

この表について見るに、輸出品にリンクされる輸入原材料品は何れも多數であつて、例へば麥酒の如きは六種の原材料品とリンクせられ、全體としては二十四種目に對する六十四種目すなはち平均二・五種目となつてゐる。

次にこの特殊リンク制は前述の如く金額リンク制を採るものであるが、輸出金額にリンクせらるべき輸入金額の比率は、この一表に示さるゝ如く輸出品によりて著しく異り、例へば銅板の輸出に對する銅の輸入は、最大率の八割八分を認めらるゝに對し、麥酒(一〇・〇%)・硬化油(九・〇%)・青化ソーダ(一〇・〇%)・寫眞用乾板(八・〇%)・同フィルム(六・〇%)の如きは著しく低率である。是等は恐らく製品中に含まるゝ當該原材料品の比率に據つたものと思はれるが、今後において著しき價格變動が製品または原材料品に現はれる場合には、適當に修正さるべきものである。

次に原材料品の輸入を許可されたる場合に、次の製品を輸出するには、一定の期間内でなければならぬが、こ

指定輸出品	輸入原材料品	輸入金額の比率%	輸出義務期間	昭和十一年昭和十二年昭和十三年指定輸出品輸出價額		
麥酒	ホップ・鹽・コルク樹皮・銑鐵・屑鐵・錫	10.00	十二月	5,913 千円	5,666 千円	10,009 千円
硬化油	硫酸ニツケル・ガンニー囊	9.00	六ヶ月	10,000	10,194	4,651
砒酸鉛	鉛・アラビヤゴム・銑鐵・屑鐵	4.00	九ヶ月	4,404	761	2,233
青化ソーダ	鹽・銑鐵・屑鐵	1.00	十二月	—	898	707
苛性ソーダ	鹽・銑鐵・屑鐵	1.00	十二月	2,875	740	2,630
ソード灰	鹽・ガンニー囊	0.70	十二月	—	—	—
炭化石灰	無煙炭・銑鐵・屑鐵	5.50	九ヶ月	1,788	833	554
磷寸	軸木用木材・松脂・鹽化加里・獸筋亞鉛板	3.30	九ヶ月	1,870	1,777	1,388
鉛丹	鉛・銑鐵・屑鐵	3.30	九ヶ月	1,870	1,777	1,388
亞鉛華	亞鉛	5.00	九ヶ月	4,404	761	2,233
筆記用インキ	沒食子・インキ用染料・コーパル・松脂・石絨	2.80	九ヶ月	2,501	609	692
白亞鉛ペイント	コルク樹皮	4.90	九ヶ月	2,799	3,403	2,556
寫眞用印畫紙	亞鉛・銑鐵・屑鐵	3.60	九ヶ月	3,311	583	1,605
セメント	バライタペーパー・セラチン	2.00	六ヶ月	8,001	6,833	6,411
硝子板	珪砂・鹽	1.10	十二月	1,333	2,054	1,699
寫眞用乾板	セラチン・珪砂・鹽	8.00	九ヶ月	—	415	895
帶鐵	銑鐵・屑鐵	5.00	九ヶ月	—	—	—
可鍛鑄鐵	銑鐵・屑鐵	2.00	九ヶ月	—	—	—
鐵管	銑鐵・屑鐵・亞鉛	1.60	九ヶ月	—	—	—
銅板	銅	8.00	九ヶ月	1,181	1,469	806
黃銅板	銅・亞鉛	7.80	九ヶ月	—	—	—
蓄電池	鉛・アンチモニー	4.00	九ヶ月	4,614	3,947	463
セロファン紙	人絹用パルプ・鹽	2.60	十二月	1,909	2,361	2,331
寫眞用フィルム	セルロイドフィルムベース・セラチン	2.50	九ヶ月	2,680	2,970	2,034
過燐酸石灰	燐礦石	5.00	九ヶ月	—	793	1,929
計 二十四種		平均 34.3	平均 九・四ヶ月	計 50,954	51,318	47,028

特殊リンク制の諸問題

第四十八卷 四八三 第三號 四三

の輸出義務期間も、前表に示さるゝ如く長きは十二ヶ月、短きは六ヶ月、平均九・四ヶ月となつてゐる。この期間の長短如何は、輸出振興上に重要な關係を有し、長きに失すれば輸出の努力を刺激せず、短きに失すれば却つて輸出を阻害する危険がある¹⁾。之に含まるゝ生産期間は、技術的にほゞ確定しうるけれども、流通期間の確定は殆んど困難である。恐らく當該業界における普通の状態より確定する外ないであらう。

最後に指定輸出品二十四種につき、最近三ヶ年におけるその輸出状態を検討するに、前表の下方に示さるゝ如く、全體にて年々約五千萬圓程度である。尤も之は圓ブロックへの輸出をも包含するから、之を除外する特殊リンク制に關する限りでは、多少は之より減額さるべき筈である。この點を明らかにするだけの資料は今日まだ得られない。何れにせよ特殊リンク制がこの程度に止まる限りでは、それが理想的の効果を挙げたとしても、輸出振興力は極めて僅少であり、大なる期待をかけることは出来ない。

そこで第二次・第三次の指定輸出品の擴張が傳られてゐる。即ち第二次指定品目としては、玩具・自轉車・蓄音機・磁瑯鐵器・農具等に及ぼし、さらに第三次・第四次と擴張して、結局の適用品目總計は約百六十品目に達し、これが輸出年額は二億六千萬圓に達する豫定であると傳へられてゐる。この程度にまで擴充されたとすれば、相當の効果を期待しうるけれども、併し之による輸出振興力は尙ほ數千萬圓に過ぎず、戦時の輸出政策を之のみに依頼することは困難である。

五 特殊リンク制の問題

1) 拙稿『商品リンク制の發展』(本誌第四十七卷第六號 45頁)

特殊リンク制は當面の輸出障害たる原料難を打開して、或程度に輸出恢復の効果を有するものであるから、今後ますます之を擴張して、出來うる限り多數の輸出品に適用すべきであるが、この場合に第一に問題となるは、その多數の種々雜多の原料品を如何にして輸入し、且つ如何にして之を配給するかの問題である。

第一に、之に對して原材料配給會社を設立せんとする案が傳へられてゐる。之によれば先づ全國を東京・大阪・愛知・神奈川・兵庫・福岡・廣島等の諸地方に分ちて、その各々に一個の大規模會社を設立し、關係業者の出資による純然たる營利會社とし、特殊リンク制によつて輸入を許可されたる各種の輸出品用原材料品を一手に引受けて委託輸入をなし、之を輸出品生産者に配給せんとするものである。之に對する反對論としては、かくの如き民間營利會社では却つて原材料の騰貴を來たし、且つ數千百種の原材料を一手に引受けては、圓滑なる配給を期し得られないと言ふ點にある。それよりは寧ろ既存の輸出組合・輸入組合・工業組合を擴大強化して、之をして原材料の共同配給をなさしむべきであるとの案もある。そこで問題は個人リンクか團體リンクかの點にも觸れて來る。

第二に、原料確保の機能において、すべてのリンク制は尙ほ大きな限界をもつてゐる。今日の原料不足または原料騰貴は周知の如く輸入制限と國內物資の制限とから來てゐる。然るにリンク制では、たゞ輸入制限を緩和するに止まり、國內物資の制限に對しては、之を如何ともすることは出來ないからである。且つまたリンク制では、原材料品の國內轉用を完全に防止することは出來ず、例へば許可されたる輸入原材料品は之を國內用に流用しながら、國內の廢品より得たる再生原材料をもつて輸出品を生産しつゝある。この方法による國內轉用は、リンク制では之を如何ともすることは出來ない。この二つの意味において、吾々は原料對策として『貿易工場制』ま

たは『貿易地域制』を提唱するものであるが、之については茲に詳論の餘裕はない。

第三に、現行の特殊リンク制は總て個人リンク制をとり、而してその個人間における輸入権の讓渡を認めてゐるから、そこには必ずプレミアムの發生する餘地がある。¹⁾而かも法令は決してプレミアムを禁止してはゐないものである。従つて場合によつては、現に商品リンク制に見らるゝ如く、相當に高率のプレミアムの現はるゝ可能性が残されてゐる。高率のプレミアムはそれだけ原材料品の騰貴を來たして、リンク制の機能は却つて阻害されるのみならず、諸外國の壓迫を招來する危險もある。現に綜合リンク制案では僅かに三%のプレミアムを認めんとしたるに拘らず、之に對する反對論は主として右の點にあつた程である。このプレミアムを自然に放任しては、相當に高率かつ亂脈な結果となつて、却つて輸出の障害を來たす虞なしとしない。吾々はプレミアムの自由放任に反對すると共に、また之を禁止せんとするものでもない。組合内部において之が統制を計るべきを主張するものである。

第四に、個人リンク制か團體リンク制かは議論の岐れる所であるが、²⁾私は寧ろ個人リンク制を加味したる組合リンク制を主張したい。現行の特殊リンク制が、純然たる個人リンク制を採り、かつその主體として輸出者の外に生産者をも認めてゐるのは問題である。輸入権は輸出の代償として與へられるものであるから、それは當然にその輸出をなしたる者に對して與へらるべく、生産者が直接輸出をなしたる場合も、當然に輸出者として輸入権を與へらるべきである。而してこの輸入権を行使する者は、當然に現實の輸入をなす輸入者でなければならぬ。之はたゞに理論的に然るのみならず、政策的にもまた之をもつて最も輸出振興に有利な方法と考へられる。蓋し

1) 拙稿『綜合リンク制について』(本誌第四十七卷第五號 53頁)

2) 拙稿『商品リンク制の發展』(本誌第四十七卷第六號 46-49頁)

輸出者は輸入権の取得に刺激せられて、あらゆる努力を拂つて輸出に努めるからである。

併しながら輸入権の取得者を輸出者とし、その行使者を輸入者としても、その間に輸入権の自由賣買を許す場合には、前述の如く高率・亂脈なるプレミアム(例へば最高四〇%)の發生する危険がある。之を防止するためには、組合リンク制を加味する必要がある。即ち輸出者は先づ輸出組合を組織し、組合員の得たる輸入権は總て之を組合に提供せしめる。組合は之に對して一定限度のプレミアム(例へば最高三〇%)を支拂ふこととする。而して組合に集められたる輸入権は、之を原材料品の種類に分類して、之を當該原材料品の輸入組合に譲渡する。この場合にも低率のプレミアム(例へば最高四〇%)を認め、その差額を輸出組合の經費とする。輸入組合はその得たる輸入権を所屬の組合員に向つて適當に分配する。或はまた輸出組合と輸入組合との聯合體を組織して、その間の輸入権の譲渡を解消することも出来る。

次に輸入組合員の輸入したる原材料品は、之を分類して生産者の組織する工業組合に引渡し、工業組合は之を所屬員に分配して輸出品を生産せしめ、生産品は之を工業組合から最初の輸出組合に引渡し、所屬組合員をして輸出せしむることゝせば、前述の原材料配給會社の如き特別の機關を設けずとも、組合配給によつて却つて有効に原料確保を實現しうるのではないかと思はれる。

第五に、特殊リンク制を出來うる限り擴充強化することは固より必要であるが、併しかりに之が理想的に行はれたとしても、その機能の上には一定の限度があつて、到底これのみに戦時の輸出振興策を委すことは出來ない。こゝでは輸出振興策について一般的に論議する餘裕はないが、たゞリンク制に關して問題となるは、かの綜

合リンク制である。吾々はリンク制によつて著しく輸出振興を圖るためには、結局は綜合リンク制に進まねばならぬことを信ずるものであるが、之については既に詳論した所であるからこゝでは省略する。⁴⁾

最後に、リンク制擴充の他の方向は、圓ブロック地方への地域的リンク制の創設にある。現行のリンク制は、商品リンク制でも特殊リンク制でも、すべて圓ブロックへの輸出を除外してゐる。即ち圓ブロックへの輸出に対しては、その原材料品の輸入を許可されないわけである。こゝでは圓ブロック輸出問題について一般的に論議する餘裕はないが、リンク制の擴充に關する限りでは、圓ブロック地域に限つた特別のリンク制を作つて、この地方からの輸入を促進し、之にリンクして輸出を許可せねばならぬ。普通のリンク制では、輸入制限を前提とし、輸出をなすことによつて輸入を許可されるのであるが、圓ブロック・リンク制では、輸出制限を前提とし、輸入をなすことによつて之にリンクして輸出を許可されることとなるわけである。圓ブロックへの輸出を制限しつゝある理由は、それが少しも外貨の獲得とならないからであるが、然らば之を逆に考へれば、圓ブロックからの輸入は少しも外貨を要しないのであるから、吾國は出來うる限り此の地方からの輸入を増加し、之とリンクして輸出を促進する方法を考へねばならぬ筈である。(一四・二・一五)

4) 拙稿『綜合リンク制について』(本誌第四十七卷第五號)